資料１－２

第６期八戸市障害福祉計画の策定のポイント

第３章　成果目標等に関する事項に関すること

第５期計画に係る国の基本指針（計画期間終了となるR2年度末の目標）	第６期計画に係る国の基本指針（計画期間終了となるR5年度末の目標）	第６期計画に係る国の基本指針を踏まえての当市の成果目標と掲載箇所
①　施設入所者の地域生活への移行促進 ・H28 年度末時点の施設入所者の９％以上を地域生活へ移行 ・施設入所者数をH28年度末時点から２％以上削減	①　施設入所者の地域生活への移行促進 ・R 元年度末時点の施設入所者の６％以上を地域生活へ移行 ・施設入所者数をR元年度末時点から1.6％以上削減	【１「福祉施設から地域生活への移行促進」に掲載】 ・国の基本指針のとおり設定（第５期の未達成率を第６期に上乗せ。） ・国の基本指針のとおり設定
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置 ・入院後３ヶ月時点の退院率を69％以上、 入院後６ヶ月時点の退院率を84％以上、 入院後１年時点の退院率を 90％以上とする ・１年以上の在院者数を国の定める式で算定して設定	②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 （削除） ・入院後３ヶ月時点の退院率を69％以上、 入院後６ヶ月時点の退院率を86％以上、 入院後１年時点の退院率を92％以上とする ・１年以上の在院者数を国の定める式で算定して設定（変更なし） ・退院後１年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とする（新規）	【２「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に掲載】 ・当該項目については、県の所管事項であり、当市においては成果目標を設定していない。
③地域生活支援拠点等の整備 ・少なくとも１つ整備する	③地域生活支援拠点等が有する機能の充実（項目の見直し） ・１つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証および検討する。	【３「地域生活支援拠点等の整備」に掲載】 ・国の基本指針のとおり設定

④福祉施設から一般就労への移行	④福祉施設から一般就労への移行	【４「福祉施設から一般就労への移行促進」に掲載】
・一般就労への移行者数をH28年度実績の1.5倍以上とする	・一般就労への移行者数をR元年度実績の1.27倍以上とする	・国の基本指針のとおり設定
	・就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業からの一般就労への移行者数を、それぞれR元年度実績の1.30倍以上、概ね1.26倍以上、概ね1.23倍以上とする（新規）	・国の基本指針のとおり設定
・就労移行支援事業の利用者数をH28年度末の利用者から２割以上増加させる	（削除）	
・就労移行率が３割以上の就労移行支援事業所を全体の５割以上とする	（削除）	
	・一般就労への移行者のうち就労定着支援事業の利用者を全体の７割以上とする（新規）	・国の基本指針のとおり設定
・就労定着支援利用１年後の職場定着率を８割以上とする。	・就労定着支援事業所のうち、職場定着率が８割以上の事業所を全体の７割以上とする。	・国の基本指針のとおり設定
⑤障がい児支援の提供体制の整備	⑤障がい児支援の提供体制の整備	【５「障がい児支援の提供体制の整備」に掲載】
・児童発達支援センターを少なくとも１ヶ所設置	・児童発達支援センターを少なくとも１ヶ所設置（変更なし）	・設置済
・保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	・保育所等訪問支援を利用できる体制を構築（変更なし）	・設置済
・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービスを少なくとも１ヶ所確保	・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービスを少なくとも１ヶ所確保（変更なし）	・設置済
・H30年度末までに医療的ケア児支援の協議の場を設置	・R5年度末までに医療的ケア児支援の協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	・国の基本指針のとおり設定

	⑥相談支援体制の充実・強化等（新規） ・R5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保（新規）	【６「相談支援体制の充実・強化等」に掲載】 ・国の基本指針のとおり設定
	⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築（新規） ・R5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築（新規）	【７「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」に掲載】 ・国の基本指針のとおり設定

第４章　１　障害福祉サービスの見込量と確保策に関すること

（１）訪問系サービス

名称	見込量推計の考え方
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	・障害者手帳所持者の増加に伴い、利用者も年々増加している。また、施設入所者や精神科病院の入院患者の地域移行や介護者の高齢化に伴い、さらに利用が増加していくものと見込まれる。

（２）日中活動系サービス

生活介護	・障害者手帳所持者の増加に伴い、利用者も増加傾向となっている。施設入所者や入院している人の地域移行や介護者の高齢化に伴い、今後もさらに利用が増加していくものと見込まれる。
自立訓練〈機能訓練〉	・利用者がここ数年横ばいであり、現状を維持して推移するものと見込まれる。
自立訓練〈生活訓練〉	・利用者がここ数年横ばいであり、現状を維持して推移するものと見込まれる。
宿泊型自立訓練	・利用者がここ数年横ばいであり、現状を維持して推移するものと見込まれる。
就労移行支援	・利用者がここ数年横ばいであり、現状を維持して推移するものと見込まれる。
就労継続支援〈Ａ型〉	・障害者手帳所持者の増加に伴い、利用者も増加傾向となっている。今後もさらに利用が増加していくものと見込まれる。
就労継続支援〈Ｂ型〉	・障害者手帳所持者の増加に伴い、利用者も増加傾向となっている。今後もさらに利用が増加していくものと見込まれる。

就労定着支援	・国の基本指針のとおり設定。
療養介護	・利用者がここ数年横ばいであり、現状を維持して推移するものと見込まれる。
短期入所　〈ショートステイ〉	・障害者手帳所持者の増加に伴い、利用者も増加傾向となっている。施設入所者や入院している人の地域移行や介護者の高齢化に伴い、今後もさらに利用が増加していくものと見込まれる。

（３）居住系サービス

自立生活援助	・利用者がここ数年横ばいであり、現状を維持して推移するものと見込まれる。
共同生活援助 （グループホーム）	・精神科病院や福祉施設から地域への移行が進められる中、共同生活援助（グループホーム）の需要がより高まっており、今後も利用が増加していくものと見込まれる。
施設入所支援	・国の基本指針のとおり設定。

（４）相談支援サービス

計画相談支援	・近年の障害福祉サービス利用者の傾向から、毎年新規サービス利用者が増加すると見込まれる。
地域移行支援	・利用者がここ数年横ばいであり、現状を維持して推移するものと見込まれる。
地域定着支援	・利用者がここ数年横ばいであり、現状を維持して推移するものと見込まれる。

（５）障がい児支援サービス

児童発達支援	・障がい児の早期発見、早期療育の観点から、サービスを利用する児童が増えており、今後も増加していくものと見込まれる。
医療型児童発達支援	・利用者がここ数年横ばいであり、現状を維持して推移するものと見込まれる。
放課後等デイサービス	・障がい児の早期発見、早期療育の観点から、サービスを利用する児童が増えており、今後も増加していくものと見込まれる。
保育所等訪問支援	・利用者がここ数年横ばいであり、現状を維持して推移するものと見込まれる。
居宅訪問型児童発達支援	・利用者がここ数年横ばいであり、現状を維持して推移するものと見込まれる。
障害児相談支援	・近年の障がい児支援サービス利用者の傾向から、毎年新規サービス利用者が増加すると見込まれる。

２　地域生活支援事業の見込量と確保策に関すること

（１）必須事業

名称	見込量推計の考え方
障がい者就労サポーター養成事業	【①「理解促進研修・啓発事業」に掲載】 ・現在実施中の事業を継続する。

手話への理解促進・普及事業	【①「理解促進研修・啓発事業」に掲載】 ・現在実施中の事業を継続する。
障がい者団体活動支援事業	【②「自発的活動支援事業」に掲載】 ・現在実施中の事業を継続する。
障害者相談支援事業	【③「相談支援事業」に掲載】 ・現状の箇所数を維持して推移するものと見込まれる。
基幹相談支援センター等機能強化事業	【③「相談支援事業」に掲載】 ・現在実施中の事業を継続する。
住宅入居等支援事業 （居住サポート事業）	【③「相談支援事業」に掲載】 ・現在実施中の事業を継続する。
成年後見制度利用支援事業	【④「成年後見制度利用支援事業」に掲載】 ・障がい者の介護者の高齢化等に伴い、今後、成年後見が必要な障がい者が増加すると見込まれる。
成年後見制度法人後見支援事業	【⑤「成年後見制度法人後見支援事業」に掲載】 ・現時点で実施予定なし。
手話通訳者設置事業	【⑥「意思疎通支援事業」に掲載】 ・現在実施中の事業を継続する。（市庁内設置２名）
手話通訳者派遣事業	【⑥「意思疎通支援事業」に掲載】 ・障がい者手帳所持者の増加に伴い、増加していくものと見込まれる。
要約筆記者派遣事業	【⑥「意思疎通支援事業」に掲載】 ・障害福祉サービスの利用等でまかなう人がほとんどであり、多くの実績は見込まれていない。
代読・代筆支援員派遣事業	【⑥「意思疎通支援事業」に掲載】 ・障害福祉サービスの利用等でまかなう人がほとんどであり、多くの実績は見込まれていない。
介護・訓練支援用具	【⑦「日常生活用具給付等事業」に掲載】 ・給付件数はここ数年横ばいであり、現状を維持して推移するものと見込まれる。
自立生活支援用具	【⑦「日常生活用具給付等事業」に掲載】 ・給付件数はここ数年横ばいであり、現状を維持して推移するものと見込まれる。
在宅療養等支援用具	【⑦「日常生活用具給付等事業」に掲載】 ・給付件数はここ数年横ばいであり、現状を維持して推移するものと見込まれる。
情報・意思疎通支援用具	【⑦「日常生活用具給付等事業」に掲載】 ・給付件数はここ数年横ばいであり、現状を維持して推移するものと見込まれる。
排せつ管理支援用具	【⑦「日常生活用具給付等事業」に掲載】 ・給付件数はここ数年横ばいであり、現状を維持して推移するものと見込まれる。

住宅改修費	【⑦「日常生活用具給付等事業」に掲載】 ・給付件数はここ数年横ばいであり、現状を維持して推移するものと見込まれる。
手話奉仕員養成研修講座	【⑧「手話奉仕員養成研修事業」に掲載】 ・修了者数は、現状を維持して推移するものと見込まれる。
手話通訳者養成研修講座	【⑧「手話奉仕員養成研修事業」に掲載】 ・修了者数は、現状を維持して推移するものと見込まれる。
移動支援事業	【⑨「移動支援事業」に掲載】 ・利用者数はほぼ横ばいだが、今後、障がい者の活動の幅が広がり、社会参加や余暇活動が促進されることに伴い、利用者数及び利用時間数が増加していくことが見込まれる。
地域活動支援センター機能強化事業Ⅰ型	【⑩「地域活動支援センター機能強化事業（Ⅰ型)」に掲載】 ・箇所数・利用者数ともにほぼ一定の利用者数で推移していくものと見込んでいる。
障害児等療育支援事業	【⑪「専門性の高い相談支援事業」に掲載】 ・障がい児の増加と障がいの状況の多様化に伴い、障がい児支援サービスと併用するなど、利用者の増加が見込まれる。

（２）任意事業

訪問入浴サービス	・一定の利用が見込まれ、障害福祉サービスに準じて必要不可欠なサービスとなっている。
日中一時支援事業	・一定の利用が見込まれ、障害福祉サービスに準じて必要不可欠なサービスとなっている。
スポーツ･レクリエーション教室開催等事業	・継続した利用が見込まれる。
自動車運転免許取得･改造助成事業	・継続した利用が見込まれる。

（３）促進事業

家族のスキル向上支援事業	・発達障がい児者及びその家族の支援のために新たに行う事業。今後、利用者が増加していくものと見込まれる。

第５章　計画を円滑に進めるために必要な事項に関すること

（１）障がい者等に対する虐待の防止
（２）成年後見制度の利用促進(意思決定支援の促進)
（３）障がい者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
（４）障がいを理由とする差別の解消の推進
（５）障害福祉サービス提供等事業所における利用者の安全確保に向けた取組や研修等の充実
（６）発達障がい者に対する支援
（７）難病患者に対する支援